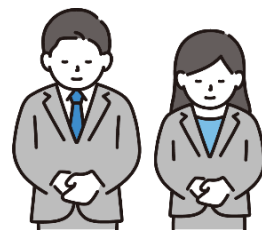


学校の働き方改革にご協力をお願いします

学校では依然として長時間勤務の教員が多く、その是正が課題となっています。

子どもたちにより良い教育を行うためには、教員の業務負担を軽減させ、児童・生徒と向き合う時間を確保する必要があります。

そのため、県及び市町村教育委員会は、学校の働き方改革を進めてまいりますので、保護者・地域の皆様にも、ぜひご理解、ご協力をお願いいたします。



- 1 運動会・体育祭や学芸会・文化祭などの学校行事は、その教育目的を踏まえながら、必要に応じ規模の縮小や時間短縮等を行う場合があります。
- 2 部活動は引き続き、平日1日、週休日1日以上 の休養日を設けます。
また、休日の部活動、試合の引率などは、教員ではなく部活動指導員が行う場合があります。
- 3 学校閉庁日や夜間・休日など勤務時間外における学校への電話は、ご遠慮ください。事件・事故など緊急の場合は、警察や消防等関係機関へご連絡をお願いします。
- 4 スマートフォンなどでのSNSを通じたトラブルが発生しています。
改めて、その適切な使用について、ご家庭で話し合ってください。
- 5 放課後や夜間などの見回り、児童・生徒の補導対応などに、教員があたる場合もありましたが、極力、地域や保護者の皆様のご対応をお願いします。
- 6 お祭りなどの地域行事に教員の協力を求めている場合は、地域の実態を踏まえつつ、できる限り見直しをお願いします。

このほか、学校における対応が、これまでと異なる場合も出てきますが、なにとぞご理解・ご協力をお願いいたします。

基本的には 学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも 教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
○登下校に関する対応 ○放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ○学校徴収金の徴収・管理 ○地域ボランティアとの連絡調整	○調査・統計等への回答等 ○児童生徒の休み時間における対応 ○校内清掃 ○部活動	○給食時の対応 ○授業準備 ○学習評価や成績処理 ○学校行事の準備・運営 ○進路指導 ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

神奈川の教員の働き方改革加速化宣言（令和7年3月28日）

※ 神奈川県PTA協議会、横須賀市PTA協議会、神奈川県立高等学校PTA連合会、神奈川県盲学校PTA連合会、
神奈川県聾学校PTA連合会、神奈川県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会、神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校PTA連合会

令和 8 年 7 月

座間市立小・中学校の保護者及び地域の皆様へ

座間市教育委員会

教員の働き方改革推進について御理解、御協力をお願い

日頃から、本市の教育行政及び市立小・中学校の運営に対して、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

現在、学校を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、学校へ求められる期待や役割がさらに拡大する中、長時間勤務等教員の負担は増加してきています。長時間勤務は、健康に影響があるだけでなく、教員自らが能力を高め、子どもたちに対して質の高い教育を行っていく上でも大きな支障になっています。

本市においても、教員の業務負担増は看過できない状況にあり「教員の働き方改革」を進めていくため、次のとおり取り組んでいます。なお、令和 8 年 3 月に「座間市の教員の働き方改革に関する方針」を改訂しました。本方針については、座間市ホームページをご覧ください。

保護者及び地域の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

(1) 勤務時間に応じた働き方の推進

これまで「子どもたちのためであれば、長時間勤務もやむを得ない」としてきた教員の働き方を改め、勤務時間に応じた働き方を推進していく必要があります。

- | | |
|------------------------|--|
| ○本市教職員の勤務時間
(課業期間中) | ・ 小学校：午前 8 時 15 分から午後 4 時 45 分まで
・ 中学校：午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分まで
(休憩時間含む) |
| ○電話対応時間帯の設定 | ・ 勤務時間外に自動音声による電話対応時間帯を設定しています。 |
| ○部活動の方針に基づく取組 | ・ 「座間市立中学校に係る部活動の方針」で定められた休養日の設定を遵守します。原則、休養日は 1 週のうち平日に 1 日以上、休日に 1 日以上設けます。 |
| ○学校閉庁日の設定 | ・ 期間は、8 月 9 日～15 日、12 月 28 日、1 月 4 日。
原則、部活動は休養日とし、対外的な業務（電話対応等）は行いません。 |
| ○休憩時間の確保 | ・ 常に子どもたちと一緒にいるため、昼に休憩時間を位置づけられません。子どもたちの下校後に位置づけていますが、確保が難しい状況もあります。 |

(2) 子どもと向き合う時間の確保に向けた教育委員会の取組

○学校を支える人員体制の充実

- ・ 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行う短時間勤務教員、学校教育心理相談員、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の確保に努めます。
- ・ 中学校における部活動の充実と教員の負担軽減を図り教育体制の充実に資するため部活動指導協力者及び部活動指導員の配置を進めます。

○教員の業務をサポートするスタッフ等の配置

- ・ 職員室業務を支援するスクールサポートスタッフの配置拡充を図ります。
- ・ ICT 活用推進のため ICT 支援員の配置を進めます。

○ICT 活用推進

- ・ 校務支援システムや連絡ツールとしての LINE 等、教育用 ICT 機器の環境を整備し、授業準備の時間確保や、成績処理、学習評価等の負担軽減を図ります。

(3) 保護者・地域等との役割分担による子どもと向き合う時間の確保

国は、学校や教員が行っている業務について、子どもたちのために限られた時間を有効活用し教員の専門性が発揮できるかといった観点から、役割分担や適性化の方針を示しました。学校、保護者、地域が教育目標を共有し、それぞれが子どもたちのために何ができるのかを考えて、連携・分担していくことが求められています。

○基本的には保護者や地域の方等の協力により行う業務

- ・ 登下校に関する対応
- ・ 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ・ 地域ボランティアとの連絡調整

○学校の業務だが、教員以外の職員等でも行える業務

- ・ 調査・統計等への回答等（事務職員等）
- ・ 児童生徒の休み時間における対応（地域ボランティア等）
- ・ 校内清掃（地域ボランティア等）
- ・ 部活動（部活動指導員等）

○教員の業務だが負担軽減が可能な業務

- ・ 給食時の対応（栄養教諭等との連携）
- ・ 授業準備、学習評価や成績処理（サポートスタッフ等の参画）
- ・ 学校行事の準備、運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
- ・ 進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）
- ・ 支援が必要な子どもたち、家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

（中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」より）